# 第4章 循環型社会の構築

### 第1節 第三次えひめ循環型社会推進計画

## 1 計画策定の趣旨

20世紀における「大量生産、大量消費、大量廃棄」の一方通行型経済システムは、廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させてきた。

このため、県では、廃棄物の減量・リサイクルや適正処理を進めることにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、本県独自の循環型社会を構築することを目的として、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」(計画期間;平成12~16年度)を策定し、計画に基づく各種施策を推進してきた。

平成17年には、よりレベルの高い循環型社会に向かうための"戦略プログラム"として、「第二次えひめ循環型社会推進計画」(計画期間;平成17~22年度)を策定し、引き続き幅広い施策の展開に努め、さらに、平成20年2月には一般廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などについて、より高い目標値を再設定するなど計画の中間見直しを行った。

平成23年度には、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「えひめ循環型社会推進計画」に「愛媛県廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」(計画期間;平成23~27年度)を策定した。

#### 2 計画の目標年次

平成27年度(西暦2015年度)

### 3 基本理念

調和と循環により、かけがえのない環境を守る『やさしい愛顔』づくり

#### 4 計画の目標

#### 廃棄物の減量化・リサイクル

## ①一般廃棄物

項目	平成27年度目標
総排出量	435千t
一人1日当たり排出量	856g
再生利用率	25.0%
最終処分量	47千t

## ②産業廃棄物

項目	平成27年度目標
排出量	7,500千t
再生利用率	36.0%
最終処分量	275千t

#### 5 基本方針と重点施策

# 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

県民一人ひとりが循環型社会への関心を高め、身近な3R活動を実践できるよう普及啓発に努めるとともに、家庭や企業、団体等が連携して、廃棄物の発生抑制、製品の再使

用、資源としての再生利用の実践に努める。

## 1 3 R活動の普及啓発

- ①環境教育・環境学習の充実
- ②普及啓発の推進
- ③適確な情報提供

## 2 リデュース(発生抑制)の推進

- ①家庭ごみの減量化
- ②排出事業者への指導等

## 3 リユース(再使用)の推進

- ①再使用製品等の利用促進
- ②事業活動における再使用の促進

## 4 リサイクル(再生利用)の推進

- ①再使用製品等の利用促進
- ②事業活動における再使用の促進

### 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する。また、優良な廃棄物処理業者の育成を図る。

## 1 適正処理の確保と不適正処理の防止

- ①適正処理の確保
- ②不法投棄対策の強化
- ③優良な処理業者の育成

# 2 適正な処理施設の確保

- ①一般廃棄物処理施設の適正整備
- ②民間事業者による処理施設の適正確保
- ③公共関与による処理施設の活用

## 循環型社会ビジネスの振興

循環型社会の構築に向けた事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していくため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む「循環型社会ビジネス」の育成や産学官連携による技術研究開発等を支援する。

# 1 循環型社会ビジネスの育成・支援

- ①資源循環優良モデル認定制度の充実
- ②製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進
- ③廃棄物の3R技術・システム等の研究開発の推進

## 6 各主体の果たすべき役割

#### (1) 県民〈=循環型社会をかたちづくる主役〉

- 3 R活動・環境に配慮した消費行動(環境にやさしい買い物)の実践
- ・ごみを出さない生活スタイルへの転換
- ・ごみの分別・資源回収への協力
- 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分、不法投棄防止への協力

## (2) NPO・大学等〈=県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手〉

- フリーマーケットの開催
- 3 Rや環境に関する講座の実施など県民・消費者への啓発
- ・新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ・3 R 関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- ・事業者や行政との共同研究
- (3) 事業者〈=環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

排出事業者 ・拡大生産者責任の徹底

- ・環境にやさしい製品やサービスの提供
- ・事業活動における3Rの実践
- ・新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ・廃棄物処理の適正委託や資源循環促進税の適正な負担
- ・有害物質の適正管理
- ・廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解

### 処理業者

- ・適正処理の実施、処分場の適正管理
- ・新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ・ 有害物質の適正管理
- ・廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解
- ・技術・知識の向上(講習会への参加)

## (4) 行政〈=各主体の取組の支援、コーディネーター〉

- ・3 R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発
- ・分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- ・廃棄物処理業者の指導・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物処分場の適正管理
- ・熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ・循環型社会ビジネスの振興
- ・グリーン購入の実践、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

## 7 推進体制と評価システム

「えひめ循環型社会推進会議」を活用し、県内各界各層の実践活動の活発化及び普及・定着に努めるとともに、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」において進行管理と評価を行う。